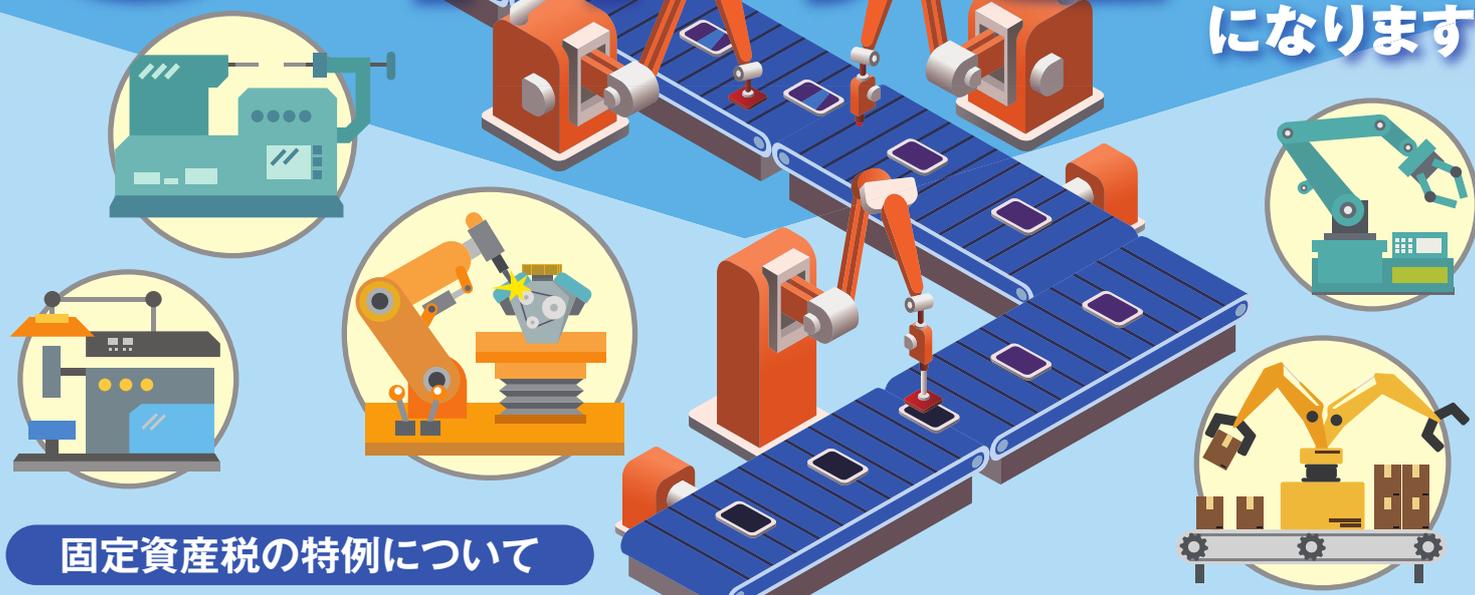


設備投資を行うなら今がチャンスです!!

生産性向上につながる新規設備を導入すると

固定資産税が 3年間ゼロ

になります



固定資産税の特例について

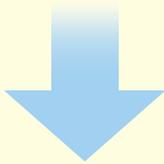
対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類】(最低取得価格/販売開始時期) ◇ 機械装置 (160万円以上/10年以内) ◇ 測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◇ 器具備品 (30万円以上/6年以内) ◇ 建物附属設備(※) (60万円以上/14年以内) ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く
適用	2021年3月31日(2020年度末)までに取得される設備
その他の要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと

固定資産税の特例を受けるためには

市町が策定する「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」を策定し、市町の認定を受ける必要があります。

中小企業者等

①「先端設備等導入計画」
策定



②計画申請・認定



③設備取得・
特例適用

所在する市町

ステップ 1

- ①所在する市町が策定する「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」を策定
- ②対象設備を生産した機器メーカー等に、証明書の発行を依頼
- ③認定経営革新等支援機関に、確認書の発行を依頼

ステップ 2

- ①所在する市町に計画書、証明書、確認書を提出
- ②所在する市町から認定書を取得

ステップ 3

- ①「先端設備等導入計画」に基づき、先端設備を取得
- ②特例適用のため、所在する市町へ申告書を提出(税務申告)



※計画策定の詳細は、中小企業庁の「先端設備等導入計画 策定の手引き」をご確認ください。
※申請に係る様式・記載例(関係書類)は、各市町等のホームページよりダウンロードしてください。
※県内の認定経営革新等支援機関は、中部経済産業局のホームページで確認することができます。

国の各種補助金の優先採択等について

税制特例のほかに、次の補助金の優先採択が行われます。詳しくは、各補助金のホームページでご確認ください。

- ◇ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業(ものづくり・サービス補助金)
- ◇小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)
- ◇戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン補助金)
- ◇サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT補助金)

【お問い合わせ先】西美濃創生広域連携推進協議会

大垣市	商工観光課 産業振興室	☎ 0584-47-8596 ☎ 0584-47-8609	輪之内町	産業課	☎ 0584-69-3111
海津市	商工観光課	☎ 0584-53-1374	安八町	企画調整課	☎ 0584-64-3111
養老町	企業誘致・ 商工観光課	☎ 0584-32-1108	揖斐川町	商工観光課	☎ 0585-22-2111
垂井町	産業課	☎ 0584-22-1151	大野町	観光企業誘致課	☎ 0585-34-1111
関ヶ原町	地域振興課	☎ 0584-43-1112	池田町	産業課	☎ 0585-45-3111
神戸町	産業建設課	☎ 0584-27-3111	本巣市	産業経済課	☎ 058-323-7756